

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「観光立市つくば」地域再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

つくば市

## 3 地域再生計画の区域

つくば市の全域

## 4 地域再生計画の目標

つくば市は、平成14年11月、旧茎崎町との合併により、科学技術の振興と高等教育の充実を目的に建設された筑波研究学園都市区域と行政区域の一体化が実現し、名実ともに我が国を代表する研究開発センターとして、着実な歩みを進めてきた。近年、国立研究機関等の独立行政法人化や先端研究、基礎研究機能の集積を活かした共同研究、产学研官連携の取組が活発化し、内外に開かれた研究機関としての動きも顕著になってきている。

また、本市では、市内立地の大学・研究機関等の知の資源、筑波山系に象徴される豊かな自然環境、万葉の時代にさかのぼる歴史や文化といった多種多様な資源を活用し、歴史と未来、都市と農村が共生したつくばならではのまちづくりを進めてきた。

平成17年8月、本市と東京・秋葉原駅間を結ぶつくばエクスプレス（TX）の開通により、首都圏とのアクセスが飛躍的に高まり、来訪者の増加や様々な交流拡大に大きな効果が図られている。（表1参照）

本市では、まつりつくば、筑波山梅まつりなど一年を通じた季節ごとの各種イベントの開催や市内に立地する研究機関等の公開施設を巡る「つくばちびっ子博士事業」、「サイエンスツアーア事業」、あるいは研究機関等が主催する「科学技術週間にあわせた施設の一般公開事業」、「サイエンス・キャンプ」など、つくばならではの各種事業が行われている。これらの事業は、TX開通により、来訪者数の増加といった相乗的効果も見られる。（表2参照）

一方で、首都圏からの優位な立地条件や筑波研究学園都市としての高い知名度を有しながら、筑波山麓や周辺の豊かな自然環境、最先端の科学技術についての研究者及び公開施設といった豊富な人的・物的資源を活かし、観光資源として広汎な周知、PRが充分であるとはいえない状況にある。

さらに、つくばを訪れる来訪者への、それぞれの目的にあったモデルコースの設定、案内・誘導の画一化及び有益な観光資源の掘り起こしについて、更なる検討が必要であるとともに、課題となっている。

このような中、本市と連携協定を締結している筑波学院大学との間で、今後3ヶ年度間において支援措置事業である「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」の

実施による市の課題解決に向けた事業展開を図るため、本年4月、連携協定に関する附属協定書を締結した。具体的には、つくば全域をカバーする観光マップの作成、観光推奨コースの設定を行い、年間を通じた来訪者への情報提供、市内での滞留時間の延長を図り、来訪者数の増加を目指す。さらに、バーチャル・スタディ・マップ（VSM）システムの開発等を通じた学生の社会力の習熟、市民の資質向上を図るとともに、情報発信の方法等成果品を活用することで、来訪者等に対する研究機関の公開施設、観光施設への興味を高め、来訪者数（観光客数）の更なる増加を図る。また、来訪者に対する誘導、案内の円滑化を図るために観光ガイドスタッフの養成及びその活用により、来訪者の満足度を高めることで、リピーターの確保を図る。

（目標1）TX 1日平均乗車数の増加（市内4駅合計）

15,500人／月（現状）→ 16,000人／月（H21末）

（目標2）つくば市観光客数の5%増

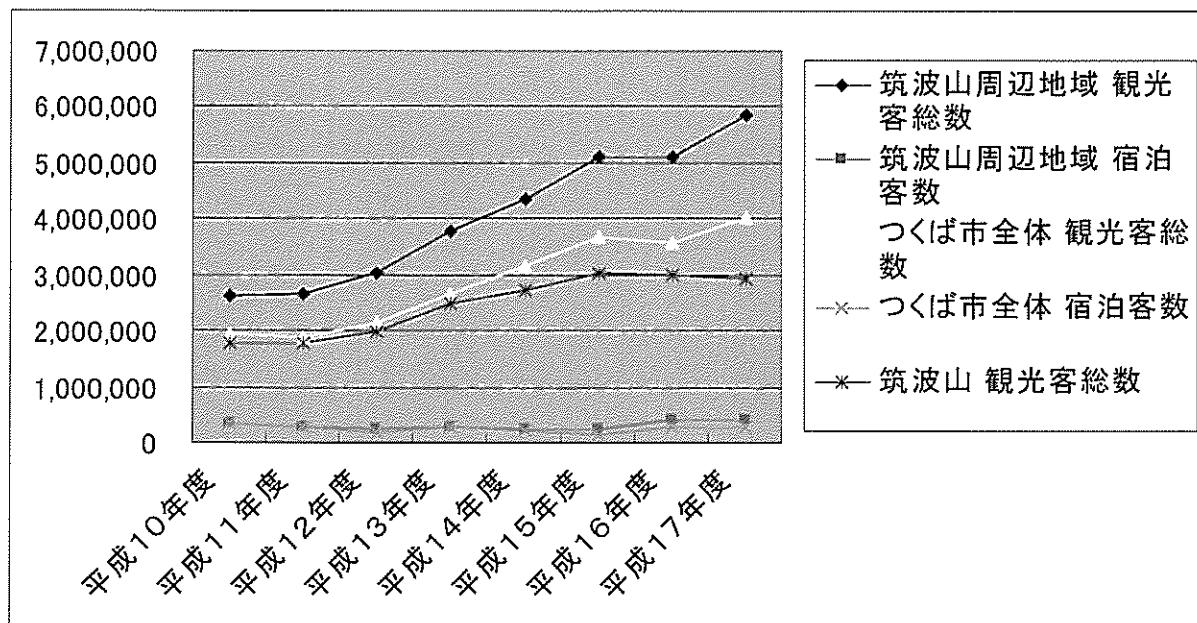
4,015,800人／年（H17）→ 4,217,000人／年（H21）

（表1）

つくばエクスプレスの利用状況：輸送実績（1日平均乗車人員／月）

月	駅名	みどりの	万博記念公園	研究学園	つくば	4駅合計
平成 17 年	8月	1,400	1,300	1,900	23,100	27,700
	9月	1,000	700	1,000	12,400	15,100
	10月	1,000	600	1,400	11,100	14,100
	11月	1,100	700	1,000	11,800	14,600
	12月	900	500	900	9,600	11,900
平成 18 年	1月	1,000	600	900	9,500	12,000
	2月	1,000	600	900	9,700	12,200
	3月	1,100	700	1,000	11,300	14,100
	4月	1,300	800	1,100	11,700	14,900
	5月	1,400	1,000	1,300	12,600	16,300
	6月	1,300	900	1,200	11,400	14,800
	7月	1,300	900	1,200	11,400	14,800
計		13,800	9,300	13,800	145,600	182,500

(表2)



\* 筑波山周辺地域：つくば市及び周辺市町村

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

#### ①市内立地の大学との地学連携事業の推進

つくば市内には、国立大学法人筑波大学、同法人筑波技術大学、筑波学院大学の3大学が立地しており、本市と各大学との間で、互恵の精神に則り、それぞれの情報、資源及び研究成果等の共同活用を図ることにより、双方の実りある持続的な発展と充実に資することを目的とした地学連携協定を締結している。少人数、ていねいで、実践的な教育を行い、すべての学生を「社会力」豊かな人間に育てることを教育の基本方針としている筑波学院大学とは、他の大学と同様に、充実した公開講座への市民参加、市事業への学生ボランティアの派遣等幅広い分野で連携した取組を実施する。

#### ②地域資源の充実及び関係機関の連携強化

本計画の推進のためには、筑波山周辺及び市内に点在する観光資源の発掘と活用、研究機関の研究成果等公開施設の充実が不可欠である。これらの資源に物産品や各種イベント企画を有機的に結び付けることで、観光客の増加、来訪者の満足度を高めることに寄与できると考えられる。このためにも、「つくばちびっ子博士事業」、「サイエンスツアーア事業」、各種イベント等それぞれの事業主体となる関係機関間の連携、強化により、各事業の充実を図る。

### 5-2 法第4条の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

## 5－3 その他の事業

(B 0 8 0 2) 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(文部科学省)

事業主体：筑波学院大学

(連携の経緯)

本市は、市内に立地する国立大学法人筑波大学、同筑波技術大学、筑波学院大学との間で、互恵の精神に則り、それぞれの情報、資源及び研究成果等の共同活用を図り、実りある持続的な発展と充実を目的に、すでに地学連携協定書を締結している。本市をキャンパスにした社会力育成教育を目指す筑波学院大学とは、平成17年5月、「筑波学院大学とつくば市との連携に関する協定書」を締結、その後、平成18年4月、前述した市の課題解決に向け、新たに附属協定書を締結、連携して以下のとおり支援措置を利用した事業を実施する。

(支援措置を利用し実施する事業)

(1) つくば全域をカバーする観光マップの作成と観光コースの設計

・コンピュータ・グラフィックス(CG)によるバーチャル・スタディ、研修を通じてプログラマーの資質向上を図るとともに、CGを駆使した観光マップの作成、観光資源等のCG化を図る。

・CG化した観光資源間をラインでつなぐことにより、最短時間、最良の移動方法等円滑な情報提供を行える観光推奨コースを設計する。

(2) バーチャル・スタディ・マップ(VSM)の開発

・上記(1)の成果を活用し、本市地図上へのマッピングを行うバーチャル・スタディ・マップ(VSM)システムの開発、運用を図る。

(3) 観光ガイドスタッフの養成と活用

・観光ガイドスタッフ(大学生ボランティア・一般応募者等)の養成のための研修を行う。

・観光ガイドスタッフ認定方法等についての検討を行う。

(支援措置によらない事業)

・立地研究機関等との連携事業の推進

市内に立地する研究機関等との連携、協力を得て実施している「サイエンスツアーアイデア事業」、「つくばちびっ子博士事業」、「施設の一般公開事業(科学技術週間)」の充実を図る。また、本市のほか、筑波研究学園都市に関係する茨城県、独立行政法人等で構成する筑波研究学園都市交流協議会を通じ、公開施設の公開内容の充実、関係機関間の調整等連携のあり方について検討する。

・各種イベントの開催・評価及びPR方法等の検討

季節ごとに開催されるつくば4大まつり(春：つくばフェスティバル、夏：まつりつくば、秋：つくば物語、冬：筑波山梅まつり)について、開催内容の充実を図るとともに、より良いイベントとなるよう事業評価を行う。また、支援措置により実現する観光ガイドスタッフの養成について、認証制度のあり方について検討する。

・「つくばスタイル」の推進

歴史や文化、未来を切り開く科学技術といった多様な地域資源を活用し、都市と農村、歴史と未来が共有したまちづくり（「つくばスタイル」）を推進することで、転入者、来訪者への魅力向上を図り、地域活性化の起爆剤とする。

・つくば駅前再整備の推進（都市再生整備計画との連携）

TXつくば駅は、表1にも見られるように、市内でも一番乗降客数も多く、駅周辺は、筑波研究学園都市の中心地区を形成するとともに、つくばの顔として非常に重要な拠点性の高い地区である。このようなことから、当該地区における歩行環境や駅前広場の満足度を向上させるため、都市再生整備計画を策定し、平成17年度から平成21年度にかけて駅前広場、市道駅前公園通り線、案内板の設置等施設の再整備を集中的に実施することとしている。下記に示すとおり、計画期間が重複する本計画と都市再生整備計画の連携を図ることで、地域の活性化に向けた取組を効率的に実施する。

## 6 計画期間

認定の日から平成21年3月末日

## 7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す本計画の目標達成度については、計画期間終了後必要な調査を行い、状況を把握のうえ公表する。

## 8 その他地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。